

発議第 1 号

424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の  
撤回を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 17 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 環境福祉常任委員長 河本 裕志

（提案理由）

国は、公立・公的病院が策定した「具体的対応方針」について、424 の病院名を公表し、病院の統廃合や再編、ダウンサイジングの方向で再検証を行うことを求めている。

しかし、採算との関係で民間病院が進出できない地域に立地する地方の公立・公的病院は、住民のいのちと健康の砦として地域になくてはならない存在である。また、「具体的対応方針」は地域固有の事情を勘案し、地域が合意のうえに策定したものであることから、国の再検証要請の撤回を求めるものである。

424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の  
撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は 2019 年 9 月 26 日、「新公立病院改革ガイドライン」や「公的医療機関等 2025 プラン」にもとづき公立・公的病院が策定した「具体的対応方針」について、その再検証を要請する 424 の病院名を公表した。岡山県内では 13 の病院名が公表された。これら高度急性期や急性期の病床を有する病院のうち、国が画一的な検証項目（がん、心疾患、脳卒中など 9 分野・17 項目）と判定基準（「A：診療実績が特に少ない」、「B：類似の診療実績をもつ病院が近接」）を決め、各病院の診療実績を分析した結果にもとづくものだとしている。これらの病院に対して国は、病院の統廃合や再編、ダウンサイジングの方向で再検証を行うことを求めている。

424 の病院のうち 4 分の 3 は 200 床未満の中小病院である。100 床未満の病院はその 8 割あまりが再検証を要請された。採算との関係で民間病院が進出できない地域に立地する地方の公立・公的病院は、住民のいのちと健康の砦として地域になくてはならない存在である。これらそれぞれの地域に固有の事情を勘案することなしに、地域が合意のうえに策定した「具体的対応方針」を画一的な基準でもって覆すにいたるは、地方自治への介入と言わなければならない。名前が公表された病院が所在する地域では、「病院がなくなるのか」といった住民の不安の声が聞かれる。また、病院への入職内定辞退など、風評被害ともいふべき事態が発生している。

424 の病院リストと「具体的対応方針」の再検証要請の撤回が必要である。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
文部科学大臣 様  
総務大臣 様